**（４）オプション契約 書**

○○○○株式会社（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が所有する○○○○○○技術に関する特許及びノウハウの乙に対する実施許諾の予約について、次のとおり契約を締結する。

第１条（定　義）

本契約における下記の用語は、次の定義による。

　（１）本件特許とは、甲の出願に係る次のものをいう。

　　　　特願○○○○－○○○○（出願日：令和○○年○○月○○日）

　　　　発明の名称「○○○○○○○○」

（２）本件ノウハウとは、本契約に基づいて甲から乙に開示されるオプションを行使するかどうかについて正確な評価と判断を行うために必要な技術的な情報をいい、次のものを含む。

　　　１）設計書

　　　２）製作図面

　　　３）仕様書

　　　４）試験成績書

　　　５）サンプル

　（３）オプション期間とは、本契約締結の日から１年間をいう。ただし、かかる期間は、次条により付与されたオプションが乙によって行使された日、又は本契約に基づくオプションを行使しない旨の通知を乙が行った日をもって終了する。

第２条（オプションの付与）

甲は、乙に対し、オプション期間中、本契約書に添付の「○○○○○○○○に関する実施許諾契約書」に定める諸規定に基づき、乙が○○○○○装置を製造、販売、使用その他の処分をする実施権を取得するオプションを付与する。

第３条（第三者に対するオプションの付与）

甲は、第三者に対して、乙に対するオプションと同等の契約を行う権利を留保する。

第４条（開　示）

甲は、乙に対し、本契約締結後１０日以内に、本件特許の出願書類及び本件ノウハウに関する資料（以下「技術資料」という。）を開示する。

第５条（対　価）

第２条によるオプション付与に対する対価は、金○○万円とし、乙は、前条に基づく技術資料の受領後３０日以内に、消費税を加算した金額を甲の指定する銀行に振込むことにより支払う。

２　乙は、甲に支払った前項の対価について、いかなる事由による場合も返還を要求しない。

第６条（オプションの行使）

乙は、オプション期間中に、第２条に定める実施権を取得すると決定したときは、甲に対し、その旨書面にて通知し、本契約書に添付の「○○○○○○○○に関する実施許諾契約書」を甲との間で締結する。

２　乙が、オプション期間中に、第２条に定める実施権を取得しないことを決定し、その旨の通知を書面により甲に対して行った場合、及びオプション期間終了前に甲に対して何等の意思表示も行わなかった場合は、乙は、直ちに、本契約に基づき甲から開示された技術資料を甲に対して返還し、また甲から開示された技術資料についての評価結果を甲に報告するものとする。

第７条（秘密保持）

乙は、本契約に基づき甲から開示された技術資料を、本契約の目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。本規定は、前条第２号の場合、本契約終了後○年間は効力を有する。

２　乙は、本契約に基づき甲から開示された技術資料を、甲の了解を得た役員及び従業員にのみ開示できるものとし、他の者に開示してはならない。

３　前２項の規定は次のものには適用されない

（１）甲から開示される前に公知であったもの

（２）甲から開示される前に、乙が自ら開発し、又は正当な第三者から乙が入手していたもの

（３）甲から開示された後、乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

（４）甲から開示された後、乙が正当な第三者から入手したもの

第８条（終　了）

乙が本契約に定める義務を履行しないとき、甲は、３０日の文書による事前の通告をもって、本契約を終了することができる。

２　乙の破産、支払不能、解散、合併又は管財手続きの場合、甲は、乙に対する通知をもって、本契約を終了させることができる。

第９条（通　知）

本契約に基づく各通知は、次の宛先に対して書面にて行うものとし、すべての通知は、発信日をもって効力を生じる。

　　　　甲：○○○○部長

　　　　乙：○○○○部長

第１０条（譲　渡）

乙は、本契約に基づく権利について、甲の事前の書面による承諾なくして、いかなる方法によっても第三者に譲渡してはならない。

第１１条（契約期間）

本契約は、第８条の規定により早期に終了する場合を除き、本契約締結の日からオプション期間の終了する日まで有効とする。

第１２条（協　議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

（住　　所）

甲　　○○○○株式会社

　代表取締役　　○○○○（印）

（住　　所）

乙　　○○○○株式会社

　　　代表取締役　　○○○○（印）

**オプション契約書チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 条文 | チェック項目 |
| 前　文 |  |
| 第１条　定義 | ①用語 |
| 第２条　オプションの付与 | ①予約、自由選択、任意オプション等の明記 |
| 第３条　第三者に対するオプションの付与 | ①予約契約は単独か、複数か |
| 第４条　開示 | ①開示される情報の特定　②開示時期　③開示方法 |
| 第５条　対価 | ①対価　②対価の目的　③対価の範囲④対価の処理　⑤消費税　⑥銀行振込手数料 |
| 第６条　オプションの行使 | ①契約終了の事由 |
| 第７条　秘密保持 | ①秘密情報の特定　②秘密保持の対象　③秘密保持期間 |
| 第８条　終了 | ①終了事由 |
| 第９条　通知 | ①当事者の通知先 |
| 第１０条　譲渡 | ①譲渡の禁止 |
| 第１１条　契約期間 | ①始期　②終期 |
| 第１２条　協議 | ①疑義ある事項の処理方法 |
| 後　文 |  |